[資料編]

資料1:環境技術実証モデル事業の概要

1. 目的

既に適用可能な段階に有り、有用と思われる先進的環境技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーが安心して使用することができず、普及が進んでいない場合がある。このため、本モデル事業により、このような普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する事業を試行的に実施する。本モデル事業の実施により、ベンチャー企業等が開発した環境技術の普及が促進され、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られるものと期待する。

2. 「実証」の意味について

本モデル事業では、環境技術の環境保全効果等を試験等に基づき客観的なデータとして示す「実証」を行う。類似のものとして、環境技術が満たすべき性能について一定の基準を設定し、この基準への適合性を判定する「認証」があるが、本事業では、このような「認証」は行わない。

3. 事業実施体制

本モデル事業は、環境省、環境省の委託・請負を受けて技術実証を行う第三者機関である「実証機関」(地方公共団体等)等が連携して行う。

4. 事業の手順

本モデル事業は、概ね以下のような手順で進める。

- (1) 環境省は、アンケート調査等により、技術の開発・販売企業、ユーザー等のニーズを 把握する。
- (2) 環境省は、検討会における検討を踏まえ、対象技術分野を選定する。
- (3) 環境省は、選定された対象技術分野について、具体的な技術実証の方法を定めた「実証試験要領」を作成する。
- (4) 環境省は、実証試験を行う第三者機関である「実証機関」を選定する。
- (5) 実証機関は、企業等が実証を受けることを希望する技術を公募する。
- (6) 実証機関は、応募されてきた技術の中から、実証を行う技術を、専門家による委員会で検討を行った上で、選定する。
- (7) 実証機関は、選定された技術について、実証試験要領に基づき、実証試験を行う。
- (8) 実証機関は、実証試験結果を報告書として取りまとめ、技術の開発・販売者へ通知するとともに、環境省へ報告する。また、この報告書は、インターネット上のデータベースに登録され、一般に公表される。

資料2:環境技術実証モデル事業の実施体制

(独) 国立環境研究所

・実証試験実施技術の開発

環境省

- ・モデル事業全体の マネガス小・実施要領の策定 ・対象技術分野の選定 ・分野別の事業の運営や助言 ・実証被関の選定 ・実証機関の選定 ・実証対象技術及び 実証試験結果報告書の承認

環境技術実証モデル

・事業実施に関する事項の 検討·助言

分野別ワーキング グループ

・分野別の技術実証に 関する事項の検討・助言

データベース運営機関

- ・データベース運営管理
- ・実証試験要領の登録 ・実証機関の作成した 実証結果報告書の登録

実証機関(地方自治体 環境部局等)

- 対象技術の公募・選定実証試験計画の策定実証試験の実施実証結果報告書の作成環境省への報告

技術実証委員会

・実証事業の実施に関する 検討・助言

実証申請者(院発者・販売店等)

・実証機関への申請 〈実証試験要領にもとづく実証 申請書記入と必要書類添付〉

資料3:環境技術実証モデル事業の流れ

事業の流れ

「対象技術分野」の選定

『実証試験要領』の策定

「実証機関」の公募・選定

「対象技術」の 公募・選定 | 認証

必要に応じ 『実証試験計画』の策定

「実証試験」の実施

『実証試験結果報告書』 の作成|承認

「データベース」への 登録・公表

実施主体

環境省・環境技術実証 モデル事業検討会

環境省・分野別 ワーキンググループ

環境省・分野別 ワーキンググループ

実証機関· 技術実証委員会|環境省

> 実証機関・ 技術実証委員会

> > 実証機関

実証機関· 技術実証委員会|環境省

環境省・ データベース 運用機関 資料4:化学物質簡易モニタリング技術ワーキンググループ設置要綱 (平成17年度環境技術実証モデル事業検討会)

1. 開催の目的

環境技術実証モデル事業の実施にあたり、平成17年度に技術実証を行う技術分野「化学物質に関する簡易モニタリング技術」に関し、専門的知見に基づき検討し、本事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、化学物質簡易モニタリング技術ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

2. 調査検討事項

(1) 化学物質に関する簡易モニタリング技術分野について

実証機関の選定

実証試験結果報告書の確認

その他事業の実施に関する事項

(2)将来的な実証試験のあり方及び技術分野の候補の検討について

3 . 組織等

- (1) ワーキンググループは、化学物質に関する簡易モニタリング技術に係る有識者等で構成 する。
- (2)ワーキンググループに座長を置く。
- (3)座長は、ワーキンググループを総理する。
- (4)検討員は、環境省環境保健部環境安全課の同意を得て請負先事務局が委嘱する。
- (5)検討員の委嘱期間は、請負先事務局が委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。

4. 審議結果等の公開等

本ワーキンググループ会合は原則、公開で行うこととする。但し、公開することにより、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長はワーキンググループ会合を非公開にできるものとする。

5. 庶務

ワーキンググループの庶務は、請負先事務局において処理する。

6 . その他

この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長がワーキンググループに諮って定めるものとする。

資料5:化学物質簡易モニタリング技術ワーキンググループ検討員名簿 (平成17年度環境技術実証モデル事業検討会)

座長 有薗 幸司 (熊本県立大学環境共生学部 教授)

門上希和夫(北九州市環境科学研究所アクア研究センター 課長)

白石 寛明(独立行政法人国立環境研究所化学物質環境リスク研究センター長)

中澤 裕之(星薬科大学薬品分析化学教室 教授)

西村 哲治(国立医薬品食品衛生研究所環境衛生化学部第三室 室長)

*五十音順、敬称略

<環境省>

上家 和子(総合環境政策局環境保健部環境安全課 課長)

吉田 佳督(総合環境政策局環境保健部環境安全課 保健専門官)

川村 太郎 (総合環境政策局環境保健部環境安全課 調査係長)

上田 健二 (総合環境政策局総務課環境研究技術室 調整専門官)